

令和二年度第二回（五月）

諫早市農業委員会総会

議事録

令和2年度諫早市農業委員会 第2回総会議事録

1 開催日時 令和2年5月28日(木) 開会 午後2時00分～閉会 午後3時30分

2 開催場所 諫早市役所 本館5階 大会議室

3 出席委員 (20人)

会 長 20番 山開博俊
会長職務代理者 19番 小森俊夫
農 業 委 員

1番 池田つや子	2番 久保 繁	3番 中尾貞治
4番 久本純造	5番 立森和富	6番 前田貞松
7番 末永 進	8番 菅原篤博	9番 長谷川 博
10番 山口勇満	11番 西村ふじ子	12番 馬場誠治
13番 増山太大	14番 横田親紀	15番 澤久 進
16番 西尾正信	17番 池田武弘	18番 野副栄治

4 欠席委員 (0人)

5 付議事件

- 第1号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)承認の件
- 第2号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)承認の件
- 第3号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件
- 第4号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件
- 第5号 農地法第5条の規定による許可処分取消願審議の件
- 第6号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件
- 第7号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件
- 第8号 農地中間管理事業に係る「農用地利用配分計画」に対する意見聴取の件

6 報 告

- 第1号 農地法第3条の3の規定による届出書受理の件
- 第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件
- 第3号 農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件
- 第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件
- 第5号 農業用施設届出書受理の件
- 第6号 農地改良等届出書受理の件
- 第7号 非農地通知届出書受理の件

7 その他

8 事務局

局長 宇野和利 次長 寿柳知己 主任 半田智也
事務職員 中山幸一 事務職員 山内 裕

9 議 事

(開会)

議 長 これより、令和2年度諫早市農業委員会第2回総会を開会いたします。
総会の定足数について、事務局より報告願います。

事 務 局 総会の定足数につきまして、ご報告いたします。
農業委員会の在任委員20名中、20名の出席で定足数に達していますので、総
会が成立していることをご報告いたします。以上で、報告を終わります。

議 長 それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会 会議規則第19条第2項に規
定の議事録署名人を定めたいと存じます。

私に、ご一任いただければ指名したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 異議なしということですので、議事録署名人に3番・中尾貞治委員、10
番・山口勇満委員のご両人をお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議事進行上発言される際は、挙手をし、議長の許
可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。

また、発言は、簡明に、議題外、又はその範囲を越えないようにお願いします。

(議案第1号) それでは、議案第1号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評
価(案)承認の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 まず、この議案第1号と次の議案第2号につきましては、農業委員会等に関する
法律第37条で、農業委員会はその運営の透明性を確保するため、農地等の最適化
の推進状況、その他事務の実施状況について、公表しなければならないと規定され
ていることから、総会での承認を受けた後、市のホームページで公表するものでご
ざいます。

それでは議案第1号について説明します。1ページ目をご覧ください。平成31年
4月1日現在の農業委員会の状況ですけれども、耕地面積、遊休農地面積、農家数
等について、農水省が公表した最新のデータ及び直近の農林業センサス等の資料並
びに委員さん方が毎年調査をしている農地利用状況調査の結果を基に記載してお
ります。数値については記載のとおりです。

次に2ページをご覧ください。2ページ目は、担い手への農地の利用集積・集約化
について記載しております。1番に平成31年4月現在の現状と課題を、2番に令
和元年度の目標に対する実績を、3番に令和元年度の活動計画に対する実績を、4
番に令和元年度の目標と活動に対する評価を記載しております。実績としましては、
委員皆様方の努力の成果が現れまして、集積目標の3,260haに対しまして

3, 507haの農地を担い手に集積し、目標を達成することができました。

次に3ページをご覧ください。3ページ目は、新規参入の促進について記載しております。先程と同様に1番に現状と課題を、2番に令和元年度の目標に対する実績を、3番に令和元年度の活動計画に対する活動実績を、4番に令和元年度の目標と活動に対する評価を記載しております。実績としましては、8経営体で6.5haの新規入を目標としておりましたが、9経営体で12.9haの新規参入があり、経営体数、面積ともに目標を達成することができました。

次に4ページをご覧ください。4ページ目は、遊休農地の措置に関する評価でございます。これも先程と同様に1番から4番までに現状と課題、令和元年度の目標に対する実績等について記載しております。実績としましては、遊休農地の解消面積を年間50haとしておりましたが、36.4haの解消となりました。委員さん方の活動により解消された遊休農地もありましたが、新たに発生した遊休農地もあったため目標に及びませんでした。また、管内全ての農地について利用状況調査を実施し、563筆、33.1haの農地について利用意向調査を行うとともに、農地中間管理機構への通知を行いました。

それから5ページをご覧ください。5ページ目は、違反転用への適正な対応ということで、平成31年4月現在で0.2haの違反転用がありました。実績といたしましては、0.2haを残したままの状況となっております。ここは農振農用地内にあり、農振から除外されないと転用も認められない場所で、更に都市計画法の調整区域でありまして、住居としている部分がありますので、解消が難しい場所となっております。

続きまして、6ページをご覧ください。農地法等によりその権限に属された事務に関する点検についてです。1番が農地法第3条に基づく許可の事務で、1年間の処理件数は98件でした。うち許可件数が97件、不許可が1件という結果となっております。2番は農地転用に関する事務で、1年間の処理件数は163件でした。うち許可件数が162件、不許可が1件という結果となっております。

次に7ページをご覧ください。3番に農地所有適格法人からの報告への対応を記載しています。管内の平成31年4月現在の農地所有適格法人数は69法人でしたが、1法人増え70法人となりました。うち令和元年度中に報告があったのは54法人ということで、提出されていない16法人については引き続き提出を求めているところです。4月以降に提出があったものも数件ございます。

次に4番の情報の提供等の件です。農地の賃借料情報については、令和元年6月に市ホームページで公表し、農業委員会だより8月号でも情報提供を行いました。それから農地の権利移動等の状況把握については、届出等により随時状況を把握しているところです。それから農地台帳の整備につきましては、申請や調査結果等を踏まえ随時更新し、固定資産課税台帳と住民基本台帳との突合を年1回実施しております。

続きまして、8ページをご覧ください。地域の農業者等からの主な要望・意見及び対処内容について記載しています。地域の農業者等から要望・意見を聞き、とり

まとめた結果を市長への意見書として提出しました。

最後に、同じ8ページに事務の実施状況の公表の件について記載しています。1番の総会の議事録につきましては、市ホームページで随時公表をしているところです。それから2番の意見書の提出につきましては、令和元年11月25日に提出し、その内容を農業委員会だより1月号でお知らせしています。それから3番の活動計画の点検・評価の公表につきましては、昨年度の議案第1号の資料を6月末までに市ホームページにて公開をしています。議案第1号については以上です。

議 長 議案第1号の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、議案第1号は承認することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第1号は承認することに決定いたします。
(議案第2号) 次に、議案第2号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)承認の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第2号について説明します。9ページをご覧ください。令和2年4月1日現在の農業委員会の状況ですけれども、こちらも議案第1号と同様に農家数、耕地面積、遊休農地面積等について、最新のデータを基に記載しています。昨年度と比較いたしまして、農地面積や遊休農地面積はともに減少し、認定農業者等の担い手は少し増加しております。

次に10ページから11ページにかけて、項目ごとに令和2年4月現在の現状と課題、令和2年度の目標数値を記載しております。

令和2年度の目標につきましては、平成30年1月に市農業委員会が策定した「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を基に設定しています。まず、担い手への農地の集積目標を10ページのⅡ-2に記載しておりまして、指針において令和5年4月までに担い手へ80%集積するという高い目標を掲げていますので、その目標達成に向けて令和2年度は4,066haと設定いたしました。

次に、10ページのⅢ-2に新規参入の目標数を記載しておりまして、昨年度と同様に8経営体で6.5haとしています。

次に、11ページのⅣ-2に遊休農地の解消目標を記載しておりまして、これも昨年度と同様に年間50haの遊休農地を解消するものとしています。

最後に、11ページのⅤ-2に違反転用に対する活動計画を記載しておりまして、8月から9月にかけて実施予定の農地利用状況調査とあわせまして、違反転用の調査をし、随時、指導を行いながら違反転用の解消や未然防止に繋げるという計画としています。議案第2号については以上です。

議 長 議案第2号の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、議案第2号は承認することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第2号は承認することに決定いたします。

(議案第3号) 続いて、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、本野地区、上大渡野町の農地2筆、606㎡について、耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は4,849㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや耕運機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に25年間従事され、譲受人宅と申請地までの距離は約20mでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。

2番と3番は、関連がありますので一括して説明します。

2番、長田地区、猿崎町の農地1筆、385㎡、

3番、長田地区、猿崎町の農地1筆、604㎡、計989㎡について、農業経営規模拡大を行うため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は25,385㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。田植機やコンバイン等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に40年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約10分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。

4番、多良見地区、多良見町野川内の農地1筆、183㎡を引き続き農業経営を行うため、借り入れる賃貸借の申請です。権利取得後の農地面積は31,651㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラックや動噴機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に35年間従事され、借人宅から申請地までは車で約10分ありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。

5番、多良見地区、多良見町野川内の農地1筆、1,693㎡を引き続き農業経営を行うため、借り入れる賃貸借の申請です。権利取得後の農地面積は22,880.9㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラックや動噴機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に45年間従事され、借人宅から申請地まで車で約5分ありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。

6番、高来地区、高来町坂元の農地1筆、467㎡を農業経営規模拡大を行うため、借り入れる使用貸借の申請です。権利取得後の農地面積は4,277㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや田植機等の機械は所有されています。また、農業に35年間従事され、借人宅から申請地までは徒歩で約3分ありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。

7番、高来地区、高来町坂元の農地2筆、866㎡を耕作に便利のため、8番の農地と交換する申請です。権利取得後の農地面積は4,277㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや田植機等の機械は所有されています。また、農業に35年間従事され、借人宅から申請地までは徒歩で約3分ありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。

8番、高来地区、高来町山道の農地2筆、725㎡を耕作に便利のため、7番の農地と交換する申請です。権利取得後の農地面積は16,319㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。農地所有適格法人の要件は満たされており、トラクターや軽トラック等の機械は所有されております。また、農作業をする役員の人数も経験も十分あると思われ、譲受人の会社から申請地までは車で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

9番、小長井地区、小長井町井崎の農地3筆、1,421㎡を農業経営規模拡大を行うため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は18,124㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に3年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約20分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

議長 議案第3号の説明がありましたので、1番・本野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、馬鈴薯、サツマイモ、白菜を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、2番と3番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 2番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

3番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議の方よろしく

議長 2番と3番について、何かご質問はありませんか。

- 議 長 「なし」と言う者あり
ご質問がないようですので、2番と3番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- 議 長 「異議なし」と言う者あり
ご異議がないようですので、2番と3番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、4番と5番・多良見地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委員 4番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、借り入れる農地において年間を通し、みかんを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。
- 議 長 5番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、借り入れる農地において年間を通し、みかんを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。
- 議 長 4番と5番について、何かご質問はありませんか。
- 議 長 「なし」と言う者あり
ご質問がないようですので、4番と5番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- 議 長 「異議なし」と言う者あり
ご異議がないようですので、4番と5番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、6番から8番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委員 6番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、借り入れる農地において年間を通し、蕎麦、高菜を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。
- 議 長 7番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、交換する農地において年間を通し、蕎麦、高菜を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。
- 議 長 8番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、交換する農地において年間を通し、蕎麦、高菜、ニンニク等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2

項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議長 6番から8番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、6番から8番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、6番から8番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、9番・小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 9番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議長 9番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

委員 譲受人は高来町の方ですか。

事務局 はい、高来町の方です。譲受人の出身が申請地の小長井町で、実家に住む父親と一緒に農作業をされております。

委員 住まいは別になっている訳ですね。分かりました。

議長 他にご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、9番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、9番は、申請どおり許可することに決定いたします。

(議案第4号) 次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、多良見町中里の畑1筆1,686㎡について、畑を2m以上の造成、切土をするための農地改良工事で一時転用の申請です。農地区分は調整区域、農振白地です。申請地ですが、現在3段の畑となっており、これを改良工事によって1段の畑とするもので最大6.54mの切土を施すものです。工事後は自家用野菜を作付する計画です。雨水は自然流下、隣接する農地はありません。また、切土した土については市道路課の工事に用いることになっており、造成についても道路工事と一体的に施工するものです。

2番、小長井町井崎の畑1筆135㎡について、駐車場用地2台分とする転用申請です。農地区分はその他の区域、農振白地です。申請地ですが、庭木等で有効利用面積が約50㎡となり、現在、草木を伐採し、土砂流出防止のため砂利敷きを施

しております。雨水は自然流下、隣接する農地はありません。資金については融資証明及び通帳の写しで確認しています。

3番、小長井町川内の田1筆274㎡について、農業用施設、牛舎とする追認の申請です。農地区分はその他の区域、農振白地です。この牛舎は、今回の申請地に隣接する農地12筆に昭和63年5月25日付で農地転用の許可を受け、平成元年に完成いたしました。当時、今回の申請地はどの所有者にも属さない「白地」の状態であったことから、平成6年にこの「白地」となっていた国有地の払い下げを受け購入しました。本来であれば購入する際に転用許可を受けるべきでしたが、現在まで至ったという経緯があります。なお、雨水は自然流下で水路へ放流し、隣接する農地はありません。本件にかかる追加の資金はありません。議案第4号は以上となっております。

議 長 議案第4号の説明がありましたので、1番・多良見地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 1番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、2番と3番・小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 2番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。

委 員 3番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 2番と3番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、2番と3番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、2番と3番は、申請どおり許可することに決定いたします。

(議案第5号) 次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第5号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願審議の件」についてご説明いたします。

1番、高来町上与の畑2筆、計341㎡を売買により自己住宅1棟を建築するため、令和2年1月29日付で許可を受けた件につきまして、許可後、共有名義での取得予定が単独名義で取得するようになったとのことで、今回許可処分取消願が提出されております。なお、単独名義での転用申請については、議案第6号の12番で説明させていただきます。議案第5号は以上となっております。

議長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は願出どおり許可を取消すことにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番は、願出どおり許可を取消すことに決定いたします。

(議案第6号) 次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」についてご説明いたします。

1番、栄田町の畑862㎡を特定建築条件付土地2区画とする申請です。契約内容は売買。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。建物は木造2階建ての2棟で、雨水は水路へ汚水等は合併浄化槽を通じて道路側溝へ放流します。また、造成計画については、盛土を最高1.1m、切土を最高1.65m施し、土砂の流出を防ぐため擁壁を設けます。隣接する農地所有者等との協議書が添付されております。資金については残高証明書及び融資証明で確認しています。また、都市計画法第29条の開発許可申請中でございます。

2番、小野町の畑989㎡について、隣接の併用地と併せて、保育園の園庭用地とする転用申請です。契約は売買、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。申請者ですが、社会福祉法人が運営する保育園で、現在約70名の園児が在籍しております。園内にはグラウンドを有していますが、今回子どもたちの運動機能の発達と情操的に豊かな成長を促すため、グラウンドとは別に園庭を整備することです。雨水は自然流下とし、造成はなく現状のまま利用し、隣接する農地所有者等との協議書が添付されております。資金については残高証明書で確認しています。

3番、貝津町の畑2筆計403㎡と隣接地ほか6筆、計100.44㎡を併せた計503.44㎡について、住宅1棟を建築する転用申請です。区域区分は調整区域、農振白地です。契約内容は使用貸借、永久、農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地ですが、建物は木造平屋建ての住宅を建築し、雨水は水路へ放流、汚水等は合併浄化槽を通じて水路へ放流します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については残高証明で確認しています。また、都市計画法第43条第1項の規定による開発許可申請中です。

4番、貝津町の田999㎡を資材置場とする転用申請です。区域区分は調整区域、農振白地です。契約内容は賃貸借権設定の永久、2年更新となっております。農地の立地基準については長崎自動車道諫早ICから概ね300m以内の土地にありますので第3種農地に該当します。申請者ですが、市内を中心に土木工事業を営んでおり、現在の資材置場が立ち退きとなり新たに資材置場が必要となったことによる転用申請となっております。被害防除計画についてですが、造成はなく現状のまま利用し、雨水は自然流下、隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については残高証明で確認しています。

5番、富川町の畑758㎡に農家住宅を建築し、住宅用地とする転用申請です。区域区分はその他の区域、農振白地です。契約内容は売買、農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地ですが、建物は木造2階建ての住宅と農業用機械を収納する農業用倉庫を建築します。雨水は道路側溝へ、汚水等は下水道へ接続します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については残高証明で確認しています。

6番、御手水町の畑2筆969㎡の農地について、建築板金業の作業所用地とする転用申請です。契約内容は売買、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地ですが、現状のまま利用し、雨水については浸透柵を設置し申請地内に浸透させ、汚水等は汲み取りとなります。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については残高証明書で確認しています。なお、里道については現在、払下げ申請中です。

7番、多良見町東園の畑2筆392㎡を農業用資材置場及び農業用倉庫とする転用申請です。区域区分はその他の区域、農振白地です。契約内容は売買、農地の立地基準については、JR東園駅から概ね300m以内の土地にありますので第3種農地に該当します。申請地ですが、現状のまま利用し一部砂利敷き及び地固めを施します。雨水は自然流下とし、隣接する農地はありません。資金については通帳の写しで確認しています。

8番、飯盛町野中の畑及び田計2筆150㎡の農地について、隣接する宅地を拡張する申請となります。区域区分はその他区域、農振白地です。契約内容は贈与。農地の立地基準については農地全体の広がり10ha以上ある第1種農地と思われませんが、集落に接続する住宅用地の拡張のため、不許可の例外に該当しております。申請地ですが、駐車場及び庭として利用するもので、造成をせず現状のまま利用し、砂利転圧を施します。雨水については自然流下、隣接する農地はありません。資金については通帳の写しで確認しています。

9番、飯盛町平古場の田45㎡の農地について、道路用地とする申請となります。区域区分はその他区域、農振白地です。契約内容は贈与。農地の立地基準については第2種農地に該当します。申請地ですが、譲受人の所有地への進入路として利用するもので、コンクリート舗装を施します。雨水については自然流下で水路へ隣接する農地はなく、資金については通帳の写しで確認しております。また、転用許可後に水路に架橋工事の申請がなされる予定となっております。

10番、高来町三部壱の田894㎡の農地について、太陽光発電施設用地とする転用申請です。パネル160枚を設置し、設置面積は646.72㎡、売電単価は15.4円です。契約内容は賃貸借権設定の20年。区域区分はその他の区域、農振地域外です。申請地は、高来支所から概ね300m以内の土地にありますので第3種農地に該当します。申請地ですが、造成を実施せず現状のまま利用し、排水については申請地内に浸透及び南側の水路へ放流します。この雨水排水対策の内容については市河川課にて確認済でございます。隣接する農地所有者等との協議書が添付されております。資金については残高証明で確認しています。

11番、高来町東平原の畑2筆計1,485㎡の農地について、太陽光発電施設用地とする転用申請です。パネル168枚を設置し、設置面積は716㎡、売電単価は15.4円です。契約内容は売買。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地区分は、第2種農地に該当します。申請地ですが、造成をせず防草シートを張り、雨水排水対策については一部に幅0.5m×深さ0.5mの素掘の側溝を設置し、また、縦2m×幅2m×深さ1mの調整池の役割をする溜柵を3か所設置します。排水施設の計算表の提出があり、市河川課にて確認済でございます。隣接する農地所有者等との協議書が添付されております。資金については残高証明で確認しています。

12番、高来町上与の畑2筆計341㎡の農地について、居宅1棟を建築する転用申請です。こちらは先程の議案第5号と関連する件です。契約内容は売買。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、農地全体の広がり10ha以上ある第1種農地と思われませんが、集落に接続するため、不許可の例外に該当しております。申請地ですが、切土を0.5m実施し、北側から南側の一部周辺にコンクリートブロックを設置し土砂流出の被害がないよういたします。建物は木造二階建てで、雨水は道路側溝へ、汚水等については合併浄化槽を通じて側溝へ放流します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されております。資金については融資証明で確認しています。

13番、小長井町打越の畑1,904㎡の農地について、農業用施設用地とする転用申請です。契約内容は売買。区域区分はその他の区域、農振農用地です。農地の立地基準については農用地に該当しており原則不許可ですが、農業用施設整備のため不許可の例外に該当しており、令和2年5月8日付で農用地区域の用途変更、農地から農業用施設用地への決定がなされております。申請者は養鶏業を営んでおりまして、本件は隣接地に新たに鶏舎2棟を整備するにあたり、申請地を水タンク等の農業用資材置場とトラック等の駐車場用地とするものです。申請地については造成をせず現状のまま利用し、雨水については水路へ放流します。なお、地区協議会において鶏舎の中を清掃した際の排水はどうなるのかとの質問がありましたが、転用事業者の確認をしたところ、水を使用せずブローア等で清掃するため、汚水の水路への放流はないとのことでした。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。議案第6号については以上となっております。

議 長 議案第6号の説明がありましたので、1番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 1番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、2番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 2番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、2番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、3番と4番・真津山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 3番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

4番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 3番と4番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、3番と4番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、3番と4番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、5番・本野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 5番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

- 議 長 ご質問がないようですので、5番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、5番は申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、6番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 6番について、何かご質問はありませんか。
- (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、6番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、6番は申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、7番・多良見地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 7番について、何かご質問はありませんか。
- (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、7番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、7番は申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、8番と9番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委員 8番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。
- 9番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 8番と9番について、何かご質問はありませんか。
- (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、8番と9番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、8番と9番は申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、10番から12番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委員 10番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、

土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

11番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

委員 12番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 10番から12番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、10番から12番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、10番から12番は申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、13番・小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 13番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 13番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、13番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、13番は申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」を議題(議案第7号)

事務局 議案第7号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」についてご説明いたします。

1番、諫早地区、本明町の農地2筆、1,781㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借3年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻の生産を主体に経営されています。

2番、小野地区、黒崎町の農地1筆、2,091㎡、森山地区、森山町本村、森山町田尻の農地7筆、4,103.02㎡、計6,194.02㎡を引き続き農業経営を行うため、使用貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻の生産を主体に経営されています。

3番、小野地区、黒崎町、赤崎町、小野島町の農地4筆、7,133㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、麦の生産を主体に経営されています。

4番、小野地区、赤崎町の農地9筆、12,466㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、麦、大豆の

生産を主体に経営されています。

5番、小野地区、赤崎町の農地1筆、2, 188㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借6年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、麦の生産を主体に経営されています。

6番、小野地区、赤崎町の農地2筆、2, 261㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借3年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、麦の生産を主体に経営されています。

7番、中央干拓地区、中央干拓の農地6筆、122, 079㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借2年9か月で借り入れる新規の申出です。申出人は、玉ねぎ、ソルゴの生産を主体に経営されています。

8番と9番は借り手が同一の案件です。

8番、中央干拓地区、中央干拓の農地2筆、61, 422㎡、

9番、中央干拓地区、中央干拓の農地2筆、59, 374㎡、
計4筆120, 796㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借2年9か月で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営されています。

10番、中央干拓地区、中央干拓の農地3筆、49, 814㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借2年9か月で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻、馬鈴薯、ブロッコリー等の生産を主体に経営されています。

11番と12番は借り手が同一の案件です。

11番、中央干拓地区、中央干拓の農地2筆、35, 337㎡、

12番、中央干拓地区、中央干拓の農地4筆、118, 644㎡、
計6筆153, 981㎡を引き続き農業経営を行うため、11番を賃貸借2年9か月、12番を賃貸借1年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、玉ねぎ、麦、大豆の生産を主体に経営されています。

13番、中央干拓地区、中央干拓の農地4筆、118, 674㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借1年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、麦、大豆の生産を主体に経営されています。

14番、中央干拓地区、中央干拓の農地2筆、59, 306㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借2年9か月で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻、飼料作物の生産を主体に経営されています。

15番から17番は借り手が同一の案件です。

15番、有喜地区、早見町の農地1筆、1, 030㎡、

16番、有喜地区、早見町の農地1筆、1, 365㎡、

17番、有喜地区、早見町の農地4筆、4, 835㎡の

計6筆7, 230㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借6年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されています。

18番、有喜地区、中通町の農地3筆、5, 835㎡を引き続き農業経営を行うため、使用貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、ほうれん

草の生産を主体に経営されています。

19番と20番は借り手が同一の案件です。

19番、長田地区、小豆崎町の農地1筆、907㎡、

20番、長田地区、白木峰町の農地1筆、2,902㎡、高来地区、高来町古場の農地2筆、2,602㎡の計3筆5,504㎡、

の合計6,411㎡を引き続き農業経営を行うため、19番を賃貸借6年、20番を賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、菊の生産を主体に経営されています。

21番、長田地区、長田町の農地1筆、743㎡を引き続き農業経営を行うため、使用貸借6年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、みかん、アスパラの生産を主体に経営されています。

22番、長田地区、長田町の農地1筆、788㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借3年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、ミニトマトの生産を主体に経営されています。

23番、多良見地区、多良見町野川内の農地1筆、716㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借6年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻、みかんの生産を主体に経営されています。

24番、多良見地区、多良見町野川内の農地2筆、1,608㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借6年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻、みかんの生産を主体に経営されています。

25番と26番は借り手が同一の案件です。

25番、多良見地区、多良見町山川内の農地4筆、5,325㎡、

26番、多良見地区、多良見町佐瀬の農地3筆、8,766.08㎡、計7筆14,091.08㎡を農業経営規模拡大と貸借期間を変更するため、25番を使用貸借20年で、26番を使用貸借3年で借り入れる新規の申出です。申出人は、みかんの生産を主体に経営されています。

27番、森山地区、森山町慶師野の農地1筆、934㎡を、引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営されています。

28番、森山地区、森山町本村の農地4筆、1,105㎡を引き続き農業経営を行うため、使用貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻の生産を主体に経営されています。

29番、森山地区、森山町本村の農地1筆、926㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借20年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、麦の生産を主体に経営されています。

30番、森山地区、森山町田尻の農地6筆、5,207㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借6年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻の生産を主体に経営されています。

31番、森山地区、森山町下井牟田の農地3筆、2,809.99㎡を引き続き

農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稲、麦、アスパラガスの生産を主体に経営されています。

32番、森山地区、森山町下井牟田の農地1筆、1,376㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稲の生産を主体に経営されています。

33番、森山地区、森山町下井牟田の農地3筆、2,786㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稲、麦、大豆の生産を主体に経営されています。

34番、森山地区、森山町下井牟田の農地2筆、717㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稲、麦、大豆の生産を主体に経営されています。

35番、飯盛地区、飯盛町中山の農地1筆、3,110㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借20年で借り入れる新規の申出です。申出人は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されています。

36番、飯盛地区、飯盛町中山の農地1筆、4,504㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されています。

37番と38番は借り手が同一の案件です。

37番、飯盛地区、飯盛町開の農地1筆、596㎡、

38番、飯盛地区、飯盛町開の農地1筆、1,282㎡、

の計2筆1,878㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借6年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、馬鈴薯、人参、大根の生産を主体に経営されています。

39番、飯盛地区、飯盛町上原の農地2筆、4,089㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されています。

40番、飯盛地区、飯盛町上原の農地1筆、1,204㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稲、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されています。

41番、飯盛地区、飯盛町上原の農地1筆、1,458㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稲、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されています。

42番、飯盛地区、飯盛町上原の農地1筆、1,427㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、馬鈴薯、人参、大根の生産を主体に経営されています。

43番、高来地区、高来町里の農地3筆、3,628㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借3年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稲、イチゴの生産を主体に経営されています。

44番、高来地区、高来町東平原の農地2筆、3,031㎡を引き続き農業経営を行うため、使用貸借3年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稲、キャ

ベツ、飼料作物の生産を主体に経営されています。

45番、高来地区、高来町平田の農地1筆、2,403㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借3年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、アスパラ、ブドウ、キャベツの生産を主体に経営されています。

46番、多良見地区、多良見町野川内の農地2筆、1,259㎡を農業経営規模拡大を行うため、購入する申出です。申出人は、みかんの生産を主体に経営されています。

47番、高来地区、高来町山道の農地1筆、548㎡を農業経営規模拡大を行うため、購入する申出です。申出人は、蕎麦、高菜、ニンニク等の生産を主体に経営されています。

以上、1番から47番までの申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を通して耕作されると認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上で説明をおわります。

議 長 議案第7号の説明がありました。1番から24番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番から24番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番から24番は、申出どおり許可することに決定いたします。

次の25番と26番は、7番委員に関する事項でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、7番委員の退席を求めます。

(7番委員退席)

議 長 議案第7号の25番と26番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、25番と26番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、25番と26番を申出どおり許可することに決定いたします。7番委員の入場を求めます。

(7番委員・入場→着席)

議 長 次に、27番から47番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、27番から47番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、27番から47番は、申出どおり許可することに決定いたします。

(議案第8号) 続きまして、関連がありますので、議案第7号の48番から79番、議案第8号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について、一括して議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第7号の48番から79番、議案第8号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について説明します。

議案第7号の48番、小野地区、宗方町の農地1筆、1,268㎡を、議案第8号の1番に賃貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第7号の49番、小野地区、川内町の農地2筆、7,998㎡、

議案第7号の50番、小野地区、川内町の農地3筆、7,462㎡、の計15,460㎡を、議案第8号の2番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第7号の51番、小野地区、黒崎町の農地2筆、2,208㎡を、議案第8号の3番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第7号の52番、小野地区、赤崎町の農地1筆、1,521㎡を、議案第8号の4番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第7号の53番、小野地区、赤崎町の農地2筆、2,113㎡を、議案第8号の5番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、玉ねぎの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第7号の54番、小野地区、川内町の農地1筆、3,137㎡を、議案第8号の6番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第7号の55番、小野地区、川内町の農地1筆、947㎡を、議案第8号の7番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、ミニトマトの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第7号の56番、長田地区、猿崎町の農地2筆、3,044㎡を、議案第8号の8番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第7号の57番、森山地区、森山町慶師野、森山町本村、森山町下井牟田の農地5筆、4,019㎡を、議案第8号の9番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に関わります。

議案第7号の58番、森山地区、森山町慶師野、森山町本村の農地8筆、5,661㎡、

議案第7号の59番、森山地区、森山町本村の農地1筆、77㎡、の計5,738㎡を、議案第8号の10番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に関わります。

議案第7号の60番、森山地区、森山町慶師野、森山町本村の農地10筆、9,398㎡、

議案第7号の61番、森山地区、森山町本村の農地5筆、2,935㎡、の計12,333㎡を、議案第8号の11番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用と農業経営規模拡大に関わります。

議案第7号の62番、森山地区、森山町本村の農地7筆、4,263㎡、

議案第7号の63番、森山地区、森山町本村の農地1筆、379㎡、

議案第7号の64番、森山地区、森山町本村の農地2筆、2,080㎡、

の計6,722㎡を、議案第8号の12番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用と農業経営規模拡大に関わります。

議案第7号の65番、森山地区、森山町本村の農地1筆、1,408㎡を、議案第8号の13番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に関わります。

同じく議案第7号の65番、森山地区、森山町本村の農地6筆、4,601㎡を、議案第8号の14番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に関わります。

議案第7号の66番、森山地区、森山町本村、森山町田尻の農地6筆、7,664.44㎡を、議案第8号の15番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に関わります。

議案第7号の67番、森山地区、森山町本村、森山町田尻の農地5筆、

5, 528㎡を、議案第8号の16番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第7号の68番、森山地区、森山町本村の農地1筆、1,133㎡を、議案第8号の17番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第7号の69番、森山地区、森山町本村の農地5筆、5,527㎡を、議案第8号の18番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、ミニトマトの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第7号の70番、森山地区、森山町本村、森山町下井牟田の農地10筆、9,258㎡を、議案第8号の19番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第7号の71番、森山地区、森山町本村の農地12筆、5,517㎡、
議案第7号の72番、森山地区、森山町本村の農地3筆、3,022㎡、
の計8,539㎡を、議案第8号の20番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用と農業経営規模拡大に繋がります。

議案第7号の73番、森山地区、森山町田尻の農地12筆、12,986㎡、
議案第7号の74番、森山地区、森山町杉谷の農地1筆、2,843㎡、
の計15,829㎡を、議案第8号の21番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、ニラの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第7号の75番、飯盛地区、飯盛町上原の農地3筆、3,927㎡を議案第8号の22番に貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、人参、馬鈴薯の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

同じく議案第7号の75番、飯盛地区、飯盛町上原の農地1筆、3,549㎡を、議案第8号の23番に貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第7号の76番、高来地区、高来町泉の農地1筆、2,065㎡、
議案第7号の77番、高来地区、高来町金崎の農地2筆、3,645㎡、
の計5,710㎡を、議案第8号の24番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営され

ており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第7号の78番、高来地区、高来町峰の農地1筆、1,925㎡を、議案第8号の25番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第7号の79番、小長井地区、小長井町牧の農地2筆、4,054㎡を、議案第8号の26番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、みかんの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

続きまして議案第8号の配分計画の変更について説明します。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている長田地区、小豆崎町の農地9筆15,993㎡について、議案第8号の27番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、ブロッコリーの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容は賃貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である7年5か月となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている小野地区、川内町の農地2筆6,584㎡について、議案第8号の28番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容は使用貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である8年4か月となっています。

同じく、既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている小野地区、川内町、小野島町の農地9筆11,816㎡について、議案第8号の28番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に関係が繋がります。契約内容は使用貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である8年5か月となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている諫早地区、目代町の農地1筆2,817㎡について、議案第8号の29番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、みかんの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容は使用貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である5年5か月となっています。

以上、議案第7号の48番から79番までの申出は農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件を満たしています。また、議案第8号の1番から29番までの農用地利用配分計画は、「農地中間管理事業の実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。以上で説明を終わります。

議長 議案第7号の48番から79番、また、議案第8号の1番から29番について、何かご質問はありませんか。
 (「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、議案第7号の48番から79番を許可し、議案第8号の1番から29番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。
 (「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第7号の48番から79番を許可し、議案第8号の1番から29番を「意見なし」とすることに決定いたします。

(報告) 次に、報告案件について、事務局より報告願います。

事務局 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書受理の件」について報告します。
 諫早地区から1件、長田地区から1件、多良見地区から1件、合計3件出ています。届出理由は、全て相続により農地の所有権を取得したためです。
 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件について報告します。
 小野地区から2件、中央干拓地区から2件、合計4件の通知が出ています。解約理由は、小野地区の2件は農地中間管理機構に貸し付けるため、中央干拓地区の2件は都合により営農できなくなったためとなっております。
 報告第3号「農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。
 1番、鷺崎町の畑179㎡を住宅用地にする届出がっております。
 報告第4号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。
 1番、鷺崎町の畑707㎡を住宅用地にする売買の届出がっております。
 2番 真崎町の畑2,472㎡を駐車場用地にする売買の届出がっております。
 3番 多良見町木床の田215㎡を住宅用地にする売買の届出がっております。
 報告第5号「農業用施設届出書受理の件」につきましてご報告いたします。
 1番、西里町の田3筆183㎡のうち110.35㎡に農業用倉庫を設置する届出がっております。
 報告第6号「農地改良等届出書受理の件」につきましてご報告いたします。
 1番、下大渡野町の田1筆、399㎡について、田畑転換する届出がっております。水稻の収穫が不安定であり、生産力も劣るため、田畑転換を行うものとなっております。工事後は馬鈴薯や青菜種を作付けする計画となっております。
 2番、下大渡野町の田1筆、690㎡について、田畑転換する届出がっております。こちらも水稻の収穫が不安定であり、生産力も劣るため、田畑転換を行うものとなっております。工事後は馬鈴薯や青菜種を作付けする計画となっております。
 3番、森山町唐比東の田2筆、計1,191㎡について、田畑転換する届出がっております。減反で休耕地となっており、埋め立て後に畑地として利用するため田畑転換を行うものとなっております。工事後は野菜を作付けする計画となっております。

ります。

報告第7号「非農地通知申出書受理の件」について報告します。

多良見地区から1件の申出を受理いたしました。全て、山林・原野化しており、農振白地です。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議長 以上をもちまして、ただいま議決されました案件は全て終了いたしました。

お諮りします。議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長 ご異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

議長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

議案第1号	令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の 点検・評価の承認	1件。
議案第2号	令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画 の承認	1件。
議案第3号	農地法第3条許可	9件。
議案第4号	農地法第4条許可	3件。
議案第5号	農地法第5条許可処分取消	1件。
議案第6号	農地法第5条許可	13件。
議案第7号	農業経営基盤強化促進法による利用権設定	79件。
議案第8号	農地中間理事業に係る農用地利用配分計画	29件。

以上、審議件数は、全部で136件ございました。

以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。

委員さん方から何かご質問等はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長 なければ、事務局から連絡事項等はありませんか。

事務局 （事務連絡）

議長 ありがとうございました。それでは、これをもちまして、令和2年度諫早市農業委員会第2回総会を閉会いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。

議長 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)